

那 霸 市 公 報

第 1 4 4 0 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則
 (消防本部総務課) 443

告 示

随意契約の公表について (クリーン推進課) 444

「個人情報業務届出書」及び「個人情報目的外利用等届出書」の公表について
 (総務課) 445

個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 447

公 告

那霸広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課) 447

指定管理者の指定申請について (商工振興課) 448

上下水道局規程

那霸市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程 450

上下水道局告示

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について 451

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について 451

那霸市排水設備指定工事店の異動について 452

病院管理規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程…………… 453

選挙管理委員会告示

選挙人名簿登録の抹消について…………… 454

選挙人名簿の縦覧場所について…………… 454

在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 455

在外選挙人名簿登録者の抹消について…………… 455

規 則

那覇市規則第46号

平成18年 8月15日

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(那覇市消防吏員服制規則の一部改正)

第1条 那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

(那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和47年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第2項及び第15条の6第2項」を「第18条第2項及び第23条第2項」に改める。

(那覇市消防長に対する事務委任規則の一部改正)

第3条 那覇市消防長に対する事務委任規則(昭和52年那覇市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1号中「第15条の5」を「第22条」に、第2号中「第24条の4」を「第45条」に改める。

(那覇市消防訓練礼式規則の一部改正)

第4条 那覇市消防訓練礼式規則(昭和54年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

「第14条の4第2項及び第15条の6第2項」を「第16条第2項及び第23条第2項」に改める。

(那覇市消防団員服制等規則の一部改正)

第5条 那覇市消防団員服制等規則(昭和62年那覇市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の6第2項」を「第23条第2項」に改める。

(那覇市消防本部消防職員委員会規則の一部改正)

第6条 那覇市消防本部消防職員委員会規則(平成8年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に、「及び法第14条の5第4項」を「並びに同条第4項」に改める。

第2条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に改める。

第8条第1項中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那 霸 市 告 示 第 4 9 号

平 成 1 8 年 7 月 2 4 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第21条第2項の規定により次のとおり公表する。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

| | |
|------------------|--|
| 契約内容（役務の名称及び数量） | クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託 |
| 契約相手方の決定方法又は選定基準 | <p>以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。 |
| 申請方法 | 1 見積書提出 |
| 契約担当課 | 環境部クリーン推進課（889 - 3567） |

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那 霸 市 告 示 第 5 0 号

平 成 1 8 年 7 月 3 1 日

掲 示 済

「個人情報業務届出書」及び「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条及び同施行規則第2条の規定に基づく「個人情報業務届出書」を、並びに那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(一部別紙略)

第 1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

18年 7 月 27 日

那覇市長 様

実施機関

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與儀實津夫



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | | |
|------------------------------|--|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|--------------------------|
| 届 出 番 号 | | 届出担当課 | 事務局管理課 電話884-5111(内214) | | | |
| 個人情報管理責任者 | 管理課長 | | | | | |
| 業 務 の 名 称 | 障害者である職員の把握業務 | | | | | |
| 業 務 の 目 的 | 沖縄労働局に障害者である職員の任命に関する状況の報告のため | | | | | |
| 個人情報の対象者 | 那覇市立病院に勤務する職員（但し、臨時職員を除く。） | | | | | |
| 業務の開始年月日 | <input type="checkbox"/> 継 続 / <input checked="" type="checkbox"/> 新 規 (平成18年8月1日) | | | | | |
| 個人 情報 の 内 容 | 基本的事項 | 思想・信条 | 社会的活動 | 経済的活動 | 心 身 | そ の 他 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 氏 名 | <input type="checkbox"/> 思 想 | <input type="checkbox"/> 職 業 | <input type="checkbox"/> 収 入 | <input type="checkbox"/> 健康状態 | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 住 所 | <input type="checkbox"/> 宗 教 | <input type="checkbox"/> 地 位 | <input type="checkbox"/> 資産状況 | <input type="checkbox"/> 容 姿 | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 性 別 | <input type="checkbox"/> 支持政党 | <input type="checkbox"/> 学 歴 | <input type="checkbox"/> 公租公課 | <input type="checkbox"/> 病 歴 | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 生年月日 | <input type="checkbox"/> 主義主張 | <input type="checkbox"/> 資 格 | <input type="checkbox"/> 経済取引 | <input checked="" type="checkbox"/> 障害程度 | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 国 籍 | <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 | <input type="checkbox"/> 団体加入 | <input type="checkbox"/> 公的扶助 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 本 籍 | <input type="checkbox"/> 犯 歴 等 | <input type="checkbox"/> 賞 罰 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 続 柄 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 学業成績 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 親族関係 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 勤務成績 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> | |
| 個人情報の収集方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 本 人 / <input type="checkbox"/> 本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会) | | | | | |
| 個人情報の収集時期 | <input type="checkbox"/> 定 期 (月 ~ 月) / <input checked="" type="checkbox"/> 随 時 | | | | | |
| 個人情報の告知方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> 口 頭 <input checked="" type="checkbox"/> 告 示 <input type="checkbox"/> 申請等 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| 個人情報の記録形態 | <input checked="" type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> 図 面 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第51号
平成18年8月1日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那覇市公告第35号
平成18年7月31日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那17号 久場川公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
(1) 収用の部分 沖縄県那覇市首里久場川町2丁目
及び首里石嶺町2丁目地内
(2) 使用の部分 なし

- 5 事業の施行期間
平成18年7月11日から平成25年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第37号
平成18年8月8日
掲 示 済

指定管理者の指定申請について

平成19年4月1日から那覇市ぶんかテンプス館の管理を行う法人を次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名称及び位置
名 称 那覇市ぶんかテンプス館
位 置 那覇市牧志3丁目2番10号
- 2 管理の基準及び業務の範囲
那覇市ぶんかテンプス館条例第19条に定めるもののほか、詳細については那覇市ぶんかテンプス館指定管理者募集要項及び業務仕様書のとおり。
- 3 指定予定期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日(3年)
- 4 応募資格
(1) 一法人で応募の場合
市内に登録簿上の本店(主たる事務所)を有する法人
(2) 共同企業体で応募する場合
代表者: 那覇市内に登録簿上の本店(主たる事務所)を有する法人
構成員: 沖縄県内に登録簿上の本店(主たる事務所)を有する法人
- 5 指定申請の方法
(1) 指定管理者指定申請書、募集要項の配布及び提出場所
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
新都心銘苅庁舎2階 商工振興課 地場産業振興グループ
(2) 提出書類
指定管理者指定申請書(第1号様式)

定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録のみとする。

指定申請の日の属する事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

現に行っている業務の概要を記載した書類

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のテンプス館の管理に係る事業計画書(様式第2号~第4号)及び収支予算書(様式第5号)

納税証明書

法人の場合は、直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書。設立1年未満の場合は代表者の直近1か年の国税・都道府県税・市町村民税の各納税証明書。

自主興業を実施制作する主任者の経歴及び実務経験履歴を記載した書類
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 6 那覇市ぶんかテンプス館指定管理者指定申請書及び募集要項の配布期間
平成18年8月8日(火)から平成18年9月8日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- 7 申請書類の受付期間
平成18年8月21日(月)から平成18年9月8日(金)まで
午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- 8 提出方法
那覇市ぶんかテンプス館指定管理者指定申請書のほか、必要書類にデータを入力したフロッピーを添えて受付期間内に持参してください。(郵送、FAX等による受付は行いません。)

- 9 問い合わせ先
〒900-0004 那覇市銘刈2丁目3番1号
新都心銘刈庁舎2階 商工振興課 地場産業振興グループ
TEL 098-951-3212
FAX 098-951-3213

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第8号

平成18年7月21日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「5分の4」を「10分の8.5」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 6 単価契約による契約を締結するときは、前項までの規定を準用する。この場合において、第1項本文中「契約金額の100分の10以上の契約保証金」とあるのは「その都度管理者が定めた契約保証金」と読み替えるものとする。

第31条に次の1号を加える。

- (7) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する金融債

第32条第2号中「債権」を「債券」に、「9割」を「8割」に改める。

第38条第2項及び第39条中「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める。

第55条中「施行令第163条第3号」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の7第3号」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第10号
平成18年7月13日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 394号
指定工事店名 システム企画 有限会社
営業所所在地 西原町字小波津503番地の3
代表者名 宮良 高嗣
有効期間 自 平成18年6月20日
至 平成23年3月31日

那霸市上下水道局告示第11号
平成18年8月2日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 395 号
指定工事店名 フジ設備工業
営業所所在地 沖縄市桃原1丁目4番20号
代表者名 宮良 高嗣
有効期間 自 平成18年7月31日
至 平成23年3月31日

那覇市上下水道局告示第12号
平成18年8月2日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 134 号
指定工事店名 沖縄ナショナル特機 株式会社
営業所所在地 那覇市西2丁目15番1号
代表者名 松田 定友
指定の有効期間 平成14年11月1日
平成19年3月31日
異動年月日 平成18年6月7日
異動事由 代表者の変更

病院管理規程

那覇市病院管理規程第17号

平成18年8月1日

公 布 済

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成15年那覇市病院管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| | | | を |
| 避妊リング挿入技術料 | 1回につき | 15,750円 | |
| | | | 」 |
| マグフィット(キーパー付き根面板)料 | 1歯につき | 24,000円 | に |
| 母乳育児指導料 | 1回につき | 1,500円 | |
| 避妊リング挿入技術料 | 1回につき | 15,750円 | |
| | | | 」 |

改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第12号
平成18年8月2日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬良垣 武安

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成18年3月1日から同年3月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 2,013名(男1,061名 女952名)

那覇市選挙管理委員会告示第13号
平成18年8月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成18年9月3日(日)から同年9月7日(木)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬良垣 武安

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第14号
平成18年8月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成18年9月3日から平成18年9月7日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬良垣 武安

縦覧の場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第15号
平成18年8月15日

在外選挙人名簿登録者の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬良垣 武安

| 氏 名 | 抹消年月日 | 抹 消 の 理 由 |
|--------|------------|----------------------|
| 眞玉橋 晃 | 平成18年7月27日 | 国内に住民票が作成された日後4ヶ月を経過 |
| 眞玉橋 尚子 | 平成18年7月27日 | 国内に住民票が作成された日後4ヶ月を経過 |

| | | |
|---------|------------------|---------------------------|
| 友 寄 兼 秀 | 平成 18 年 7 月 27 日 | 国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過 |
| 友 寄 智 子 | 平成 18 年 7 月 27 日 | 国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過 |
| 具志堅 佐和子 | 平成 18 年 7 月 27 日 | 国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過 |
| 具志堅 弘 | 平成 18 年 7 月 27 日 | 国内に住民票が作成された日後 4 ヶ月を経過 |